

平成25年7月から

漁業経営セーフティーネット構築事業

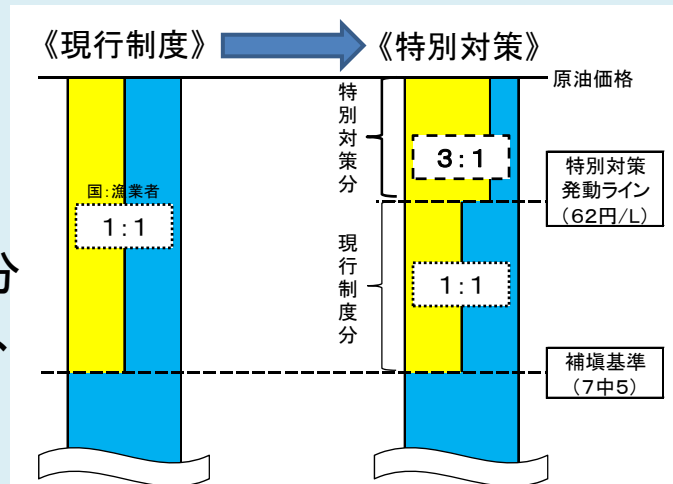
未加入者の皆様

## 漁業用燃油緊急特別対策が始まります。

### 1. 特別対策の仕組み(SN事業との関係)

○ 漁業用燃油価格の高騰対策としては、国と漁業者が積立を行い、原油価格の四半期平均値が7中5平均値(※1)を超えた場合、超えた分に対して国と漁業者の負担割合が1:1の補填金を支払う、漁業経営セーフティーネット構築事業(SN事業)を実施しています。

○ さらに今回、平成26年度末までの特別対策として、原油価格の四半期平均値が62円(A重油換算値:95円※2)/Lを超えた場合、超えた分の補填金(特別対策分)について、国の負担割合を引き上げ、3:1とすることになりました。



※1 直前7年間の原油価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値

※2 水産庁推定の京浜地区末端価格をもとに算出(原油価格+33円/L)

### ポイント

- ☆ この特別対策の対象者は、SN事業の加入者です。
- ☆ SN事業に加入して、積立金を納入することで、原油価格が現行制度の補填基準を超えた場合に補填金が支払われます。
- ☆ さらに、原油価格が補填基準と特別対策発動ラインを超えた場合、現行制度分と併せて特別対策分の補填金が、一括して加入者に支払われます。
- ☆ 第2四半期から特別対策の支払いを受けるためには、この冊子の2.に記載した要件に関する手続きを9月末までに完了する必要があります。

## 2. 特別対策補填分の支払いについて

- 特別対策補填分の支払いを受けるためには、以下の要件に適合しなければならず、その旨を記載した「漁業用燃油購入数量等設定申込書(3、4で説明する積立単価、積立金額等を記入する書類です)」を漁協もしくは業種別団体へ提出するとともに、②に関する個別の省エネ計画を提出する(※1)必要があります。
  - ① 既存の資源管理計画又は漁場改善計画(※2)その他これらに準ずる取組に参加していること。
  - ② 平成25年度から26年度末まで取り組む省エネ計画(効果が認められている省エネのための取組のうち、どれに取り組むかを示したもの)を策定・実施すること。
- 補填金の支払いに際し、加入者の積立金は、まず、国との負担割合が1:1の通常分に充て、その上で残額を1:3の特別対策補填分に充てることとなります。

※1 ①及び②については、各「申込書」をもとに、漁協もしくは業種別団体が事実関係を確認し、別途定める様式に取りまとめの上、各四半期ごとの加入申込受付の締切(3. のイメージ図参照)までに、漁安協へ提出する必要があります。また、②の個別計画については、各四半期ごとの積立金払込締切までに、漁安協へ提出する必要があります(締切については、3. のイメージ図参照)。

※2 漁業収入安定対策事業等実施要綱(平成23年3月29日付22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)に既定する資源管理計画又は持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第4条に規定する漁場改善計画。

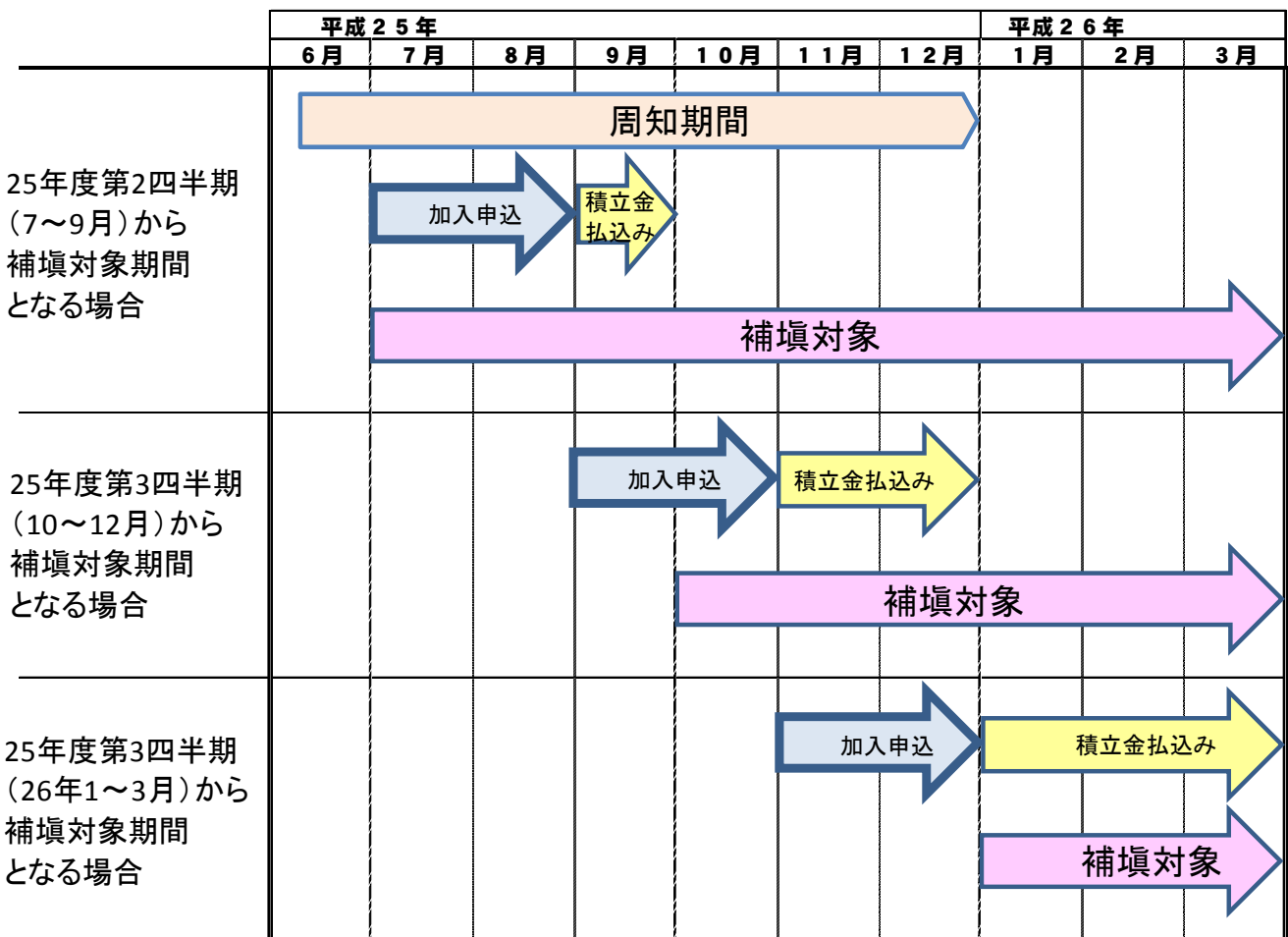
### 3. 期中契約申込の受付について

○ 本制度は、1～3月に翌新年度の契約申込を受け付けているため、今年度の申込は終了していますが、一人でも多くの漁業者に、この制度を活用していただくため、25年12月末までの特例として、期中契約申込を受け付けることになりました。

○ 平成25年8月末までに①積立契約申込書、②漁業用燃油購入数量等設定申込書を提出いただき、9月末までに②に即した積立金を払い込んでいただければ、7月に遡り25年度第2四半期(7～9月期)分以降が補填対象となります。

なお、25年度第3・第4四半期分についても、25年中に加入の機会を設けます。

未加入者の加入申込と補填対象期間の関係(イメージ図)



※ 26年1月以降は、本制度の原則どおり26年度の加入申込受付を開始することとなる。

#### 4. 積立金額について

- まず、以下のいずれかを燃油使用量1KL当たりの積立単価として選択します。
  - ①7,500円/KL、②6,500円/KL、③5,000円/KL、④4,000円/KL、⑤3,000円/KL、⑥2,000円/KL、⑦1,000円/KL
- そのうえで、払い込んでいただく積立金の額は、以下の算式で計算します。  
[選択した積立単価] × [申告する25年度中の購入数量]
- 納入方法は原則一括払いですが、特別対策の対象期間に応じた分割払いもできます。  
なお、積立金を金融機関から借入れる場合、利子助成を行う仕組みも用意していますので、併せて漁協にご相談ください。

#### 5. 年間の燃油使用量50KL以下の加入者特例について

- 年間の燃油使用量が50KL以下の加入者の場合、以下の特例があります。
  - ① 漁協が個々の漁業者の契約を束ね、一つの口座で補填金をまとめて管理する場合、2. ②の要件については、一括加入全体として判断できる
  - ② 補填の際、積立金の残額が1:1の補填分を満たせない場合にも、積立金の2分の1を特別対策補填分に充てることができる

詳しくは、お近くの漁協もしくは水産庁企画課  
(TEL 03-6744-2341)までお問い合わせください。